

近代の国づくり（1867～1900） その9

《東京市の発足と、東京府の水道改良計画》

パリにエッフェル塔が完成した頃のこと、日本では、憲法発布に先立ち、1887年（明治20）に所得税が新設され（注1）、翌1888年（明治21）、地方行政単位が改革されます。府県の下に置かれた郡・区・町・村を、市・町・村に変えます。

このとき、東京市（区は東京市の下に配置）が誕生します。しかし、内務大臣が任命する官選の府知事が市長を兼務し、実質的に内務省の統括下に置かれました。内務省は、この東京市を改造するため、1888年（明治21）、都市計画法の前進である市区改正条例を制定し（注2）、市区改正委員会を設置してインフラの整備計画を定めます。（注3）

この計画において、上水改良は提言されるに留まりましたが、これは、上水道改良がコレラ対策として急務であり、東京市区を超えたインフラであったため、別枠で推進することにしたのですね。

この提言を受け、内務省は、顧問技師バルトンに調査設計を依頼し、1890年（明治23）3月、玉川上水を使って多摩川の水を東京に導水する計画をまとめます。（注4）同年7月5日、これを実現するべく、水道条例を交付し、総理大臣の許可を受け、東京府知事から告示されました。

この水道条例交付は、大日本帝国憲法が施行され第1回帝国議会が開催される約4ヶ月前のことでした。翌年、東京府に水道課医療事務所が設置されるとともに、中島鋭治（注5）が、浄水場を東京市区外の淀橋に新設する計画に変更して事業がスタートします。

注1：松方正義の緊縮財政から脱却するために、新税を創設したもの。この背景には、海軍の予算増額圧力とともに内務省の土木費増額圧力がありました。

注2：内務省の動きとは別に、外務省主導で、鹿鳴館が建築されるとともに中央官衙（かんが）計画が策定されるなど、東京中央部における地域づくりがなされます。外務省は、不平等条約改正を目指し、西洋の強国に見劣りしない近代首都を建設するのが動機でした。東京のまちづくりを巡る外務省と内務省の動きは、条約改正に失敗した井上馨外務大臣が失脚し、東京市区改正審査会を設置した内務省が、市区改正条例を制定して決着。

注3：市区改正委員会の創設時メンバーは、委員長が内務次官芳川顕正、委員に古市公威（生没年：1854－1934年、当時、内務省技師、帝国大学工科大学（後の東京大学工学部）初代学長、土木学会初代会長）がいました。古市は、内務大臣の欧州視察に随伴することとなり、沖野忠雄（第2代土木学会長）に交代しています。

注4：当時、近代水道が設計できる外国人として、横浜水道（1887年（明治20）竣工）を設計監督したパーマーがいました。しかし横浜水道は、外務省主導のインフラ整備であり、内務省側が難色を示し、工科大学教授として招聘していたバルトンに設計を依頼します。

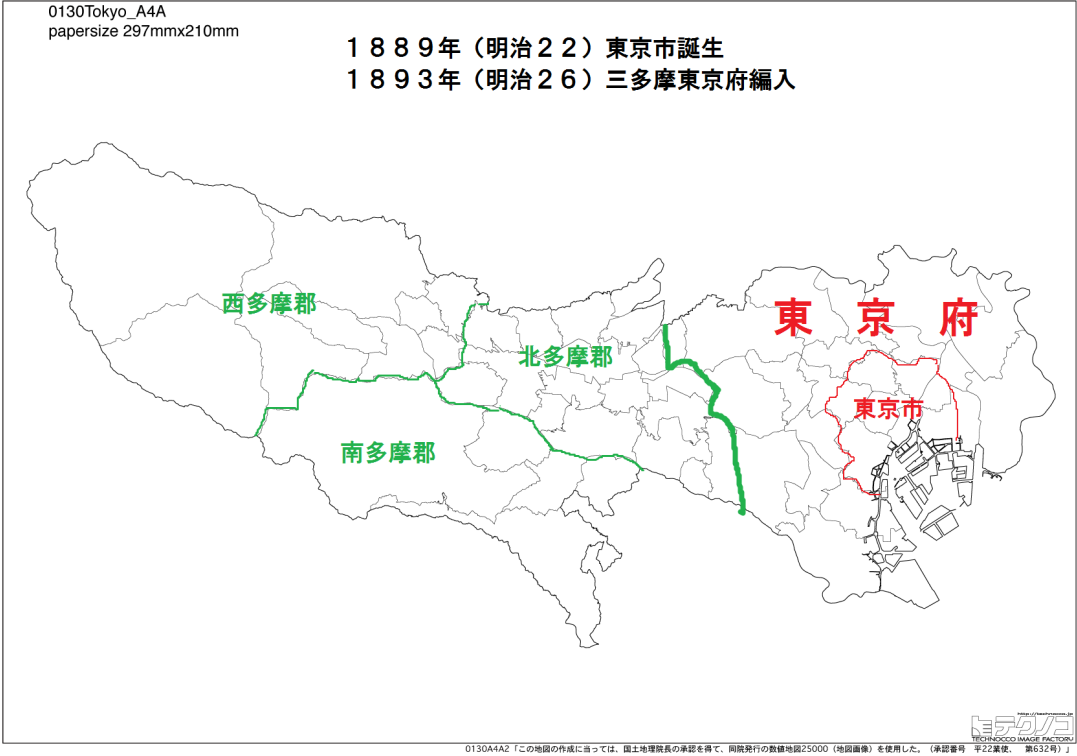
注5：中島鋭治（生没年：1858－1925年）は、帝国大学（東京大学）土木工学科卒後、留学中に呼び戻され、内務省衛生局の技師補となって、水道計画の修正を行ないます。その後も、東京の水道、下水道計画を指導。第12代土木学会長となるも約1ヵ月後に死去。

参考

所得税法	1887年（明治20）3月23日公布
市制町村制	1888年（明治21）4月25日公布 郡区町村編成法を廃止。
東京市区改正条例	1888年（明治21）8月16日公布
大日本帝国憲法	1889年（明治22）2月11日公布
水道条例	1890年（明治23）7月5日交付
大日本帝国憲法	1890年（明治23）11月29日に施行
第1回帝国議会	1890年（明治23）11月29日

写真は、①東京市のエリア（東京都白図に細見が赤線でエリアを示す） ②東京市区水道計画設計図（国立公文書館所蔵 「東京市区改正水道設計ヲ認可ス」の図）

①



②

